

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会の会長、副会長、理事、監事、評議員、支部長、支所運営委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

職名	報酬	費用弁償 (交通費を含む)	備考
会長	月額50,000円	—	
副会長	月額10,000円	日当 2,000円	理事会・評議員会
理事	—	日当 2,000円	理事会
監事	年額30,000円	日当 2,000円	監事会・理事会 評議員会
評議員	—	日当 2,000円	評議員会
支部長	—	日当 2,000円	支部長会
支所運営委員	—	日当 1,000円	支所運営委員会
評議員選任・解任委員	—	日当 2,000円	評議員選任・解任委員会
法人後見事業運営委員	—	日当 2,000円	法人後見事業運営委員会

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成20年3月19日議案第19号)

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、令和元年6月3日から施行し、2019年度から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。